

佛國古今通史

和装本

リ伊

414

1

55

60

65

70

75

明治七年十月

佛國古今通史

洪 和十一年 文部省

佛國古今通史卷之一



目錄

第一章 ゴールル人民の事

第二章 フランクス人の事 クロウサの在位より
查尔曼の即位より

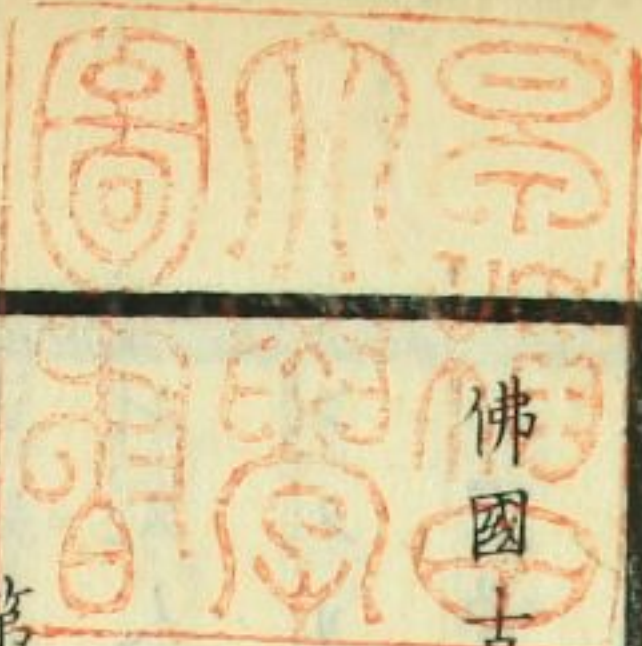
至

第三章 查尔曼在位の事

第四章 カルロウヰンヅアン家ある國王の事

第五章 カルロウヰンヅアン家々續きの事

門 414 卷



佛國古今通史卷之一

第一章 ゴールル人民の事

秋山政篤 譯

凡、人民の因て起り、根源を尋るる煩瑣は條少あるべし、
以て確乎たる搜索を得べからず故、古来より、
實の大概を擧ぐ足まるとも、元来、
方ゴールルの地と大不列顛北嶋嶼、
の中小く殊々著名なる者亦まば、
住せし其梗概を解明せむは、
經典中の所載、

佛國古今通史

卷之一

一

文部省

目錄終

據云バジヤフヘットの苗裔嘗てセイゼン宗を奉ずる所の
 の嶋に移住せしが其中ゴーマルの子孫の
 してシメリアンスヌスヒンガリアと云へる民を歐洲
 北東の地方に居所を占む漸々小西方の地に蔓延せり
 然るにカッシの後裔有るサイジアンス人とタルタルス
 人を往古より世に聞えたる勇氣逞しき者より國々を
 巡廻し各處に土地を侵掠せり此人民嘗てシメリア
 ンス人の開拓地に侵入して其人民を追出せしるバシ
 ンメリアンス人ら己むことを得ず住馴し古郷を捨て
 日耳曼國中に渺々たる深林を越えて遁逃し遂にゴ

ルに至りて居所を構へたり是則ちゴールの土人あり
 と云ふ抑シメリアンス人のゴールに移りし紀元
 前八百年代或は九百年代の頃なりとぞ
 去る程にカッシの子孫は性来所々を遍歴して抄掠する
 事好みりし故に日耳曼の深林を踰えり進入し到る
 処にシメリアンス人城を驅逐して遂に萊尼河迄追及せ
 しと雖も此大河の爲めに遮らるる進む事を得ざりし
 りば即ち此大河を以て兩國の境とあはしめ其後星霜
 を経てシヨリスとサル時代の至り兩國人民は區別
 愈判然たり夫レシサルハ頗る武勇小秀ぐ且文道に

も達せし者ありしが此人の説にて日耳曼人とゴ
 ル人其原種を異しせりと云へる茲にフニシア、カル
 セニア、キリシアの商人等ハ屢高方の為りてゴ
 南方小至りしが此地方の關係せる切要なる事ハ紀元
 五百三十九年當りフニシア人馬耳塞の基礎を起
 しに在り、恁くフニシア人々ゴ
 高の道を開りしを人間に交際、日用生活の技術を教へ
 すと云ふ、ゴ
 畧せざりしと雖も歐洲中最良の地と乱入して蹂躪を
 る事屢あり殊に伊太利に豊饒の地あり故に其害不

羅の事も亦隨て大なり、去てパ
 ゴ
 えに伊太利に入居當今ア
 を剽掠せしが後亦此國の北方を奪ひ取り其地名を改
 りてシサルバイン、コ
 小侵入すは事多し殊に羅馬の府に此暴民の手不陥り
 たるが如くあり此時紀元三百九十年なり、此外又件
 の暴民に別隊大勢にて希臘に乱入しデル
 しが却て追散されて大に人命を損害せり、然るに此種
 族に加ふる兵卒ハ漸々日多くなりて歴山後嗣の時小

至て畏るを強敵とみれば、
馬耳塞の人民はゴール地を蚕食して内地に進入せ
んとし、ゴール人民は我が地に入らざらんとして堅く之を
拒ぎけしむ。遂に馬耳塞人敗走して却て其地を奪はせ
んとするが故に羅馬は應援を乞ふに至り、去れば羅馬
人ら始めてゴール國に攻入るに機會を得て速に兵を
ゴールに送りしが、ゴール人の容易に羅馬人の従はざ
りて固く我を自由に守り防禦の術を盡しけり。羅馬
の大將シーサルの全くゴールを平定せしは十年の久
しき及びたり。

ゴール人の容貌端莊にして眸子碧色を帯び頭髮美
しく音聲高々、天稟活潑にして一旦に諸事に専心を盡
す。雖も長く之に堪ふ事能はざりて敵を攻るに初は頗る
猛烈にして當り難しと雖も一度に追返さるゝ時は忽
ち其威勢沮喪して初に如くあらざり。性來已むの嗜む事
の意を奪はるゝ雖も其好まざる者への之を嫌ふこ
ゝ亦甚し。此に如く心意の變り易き實に測り難し。日比
甚だ愛せし者にして毫末の事ありて深く之を惡み
嫌ふに至る事屢あり。時云ふ、
此頃ゴール國は江河屢満溢して其近傍は盡く沼と變

ゼーラバ其國自ら分れて三州と名まふ即ち南部をエ
クワイテンと云ひ中部をセルチック人種の地と云ひ北
部をベルギーと云ふ而して土人の數種族に分れ一種
族毎に一王有りて其民を統御す此一種族亦許多に分
派して其中威力逞しき酋長を已れの領内に於て殆ん
と擅制小伴しき威權を振ひけり然るに此各種族互に盟
約を結びて一致せりと雖も預る時期を定めて會議を
する事なく只大事に起りし時の方を俄に之を設くるが
故に防禦に期し後は事屢なく又萬機此貴族の手よ
り出る小由て國政を全く貴族政治に如くふりと雖も

封建時代の貴族政治とて事變り全く上下二等に別
るのみならず其威權は盛んなる事比類なし是を以て
人民は奴隸の如く小く更其名爵階級の順序をさうり
いと云ふ此時セルチック種乃國人にして最も威力を振ひ
しハドロイド古の法教の總名と云へる僧徒にして名譽甚と
高く獨り大免許を受きて宗門關係の諸儀式を監督す
はのみならず國政に預る事を得るなり故に其身は神
聖に如く尊くして租税を収りず軍役を務むる侯伯等
も亦争て交り成結ぶを以て譽れとせり但しドロイド
を三級に分ち一をドロイドと稱して宗門の事委任

せうれ一をバルドと号して史詩或詠ずる事を掌り一
 戎ユーウエーと呼ぶ宗門上其事を詩歌小賦天帝降
 ち所は神巫と稱せり又婦人のドロイドり即ち國民
 其衆會戎助んよく屢其事と與まじり殊に大不列顛のド
 ロイドら甚と有名として博識ありて其僧官を望
 るるゴール人ら此國に至りて其教道戎傳習す此事屢
 あり

ドロイドら殊に大陽火焰を尊信し其他大陰及び數種
 の物を神として之を祭まじり而して祭奠の犠牲ふ就て
 殘忍戎極む此事といゼン宗に比し非ず平常ハ一人を

犠牲として之を供すと雖も小時りくハラジールの柳
 一種は枝を以て巨大ある人軀を作り其中に許多の人類
 を籠めて四方小枯艸戎積重ね火を移して枯艸と共に
 灰燼とあましくあとりり又ドロイドの甚だ尊崇を所物
 たる柵樹小して殊に此樹に生ずる寄生樹を尊敬し毎歳
 大儀式を設けく之を伐りてアークドロイドと云へる僧
 徒は頭恭く之を守護せり
 羅馬の兵嘗てゴールの攻入る時ドロイド其國民を
 勵まして烈しく羅馬に兵を敵抗せしむるは羅馬人
 と痛くドロイドを惡えり其後ゴール國遂に羅馬の管

轄を受る時、至りドロイドに威力甚ど傾衰し其人負
 も大に減少せりと云ふ、爰に耶穌教門のゴールに入り
 して紀元一百年代の事として此教門忽ち國中に蔓延
 せしと雖もドロイドの教法は衰へしハ數百年代の後
 に在りしとぞ、恣にゴール人羅馬の管轄を受るに至りし
 後國習成一變して羅馬の國語及び風俗に従ひ粗暴の
 行を改て開化の道に開き古に國風將に減したるが如
 くと雖も自由を恣にすはより祖先の輝々しく武威成
 失ひ驕奢に流れ古の勇氣を減し遂に連綿たるゴ
 ール國に忽ち兇虐なる暴民に手陥りたり、此暴民は往

日ゴール人の祖先を歐洲東方の地より驅逐せし者の
 子孫なり」と云ふ、

第二章

フランクス人の事

クロウプスの在位より
 渣跡漫れ即位マ

ゴール人羅馬の政治を受る太平に浴せし事二百年餘
 に至りて紀元二百六十年に當り數種に暴民國內に
 乱入せしは國民盡く塗炭に苦み陥りたりと雖も此
 時羅馬帝々酒色に沈湎して敢て國事に注意せざり故に
 繁盛なるゴール國に遂に此暴民は強奪を遂へり其後
 紀元四百十四年に至りボルゴンジャン及びウヰンゴス

と云へる日耳曼の二種族をゴール南方北州郡を羅馬
 帝ヲノリウスよを賜はりくと雖も北方の州郡を兇暴な
 るフランクスと云へる種族の為り奪きたり此人民
 を我が自由を固守せんと決定せしを以て其名を著し
 たりとぞフランクの義あり其後フランクス人をベルヂ
 ーゴールの攻撃し此地に於て交戦す此事一百年に至
 りて遂に廣大なる土地を押領し其國中はトレウ井ス
 と云へる處を以て首府とせり
 クロウ井ス未だ王位に登らざる時をフランクス人を制
 御せし王數多かりしが就中最り有名なる王はフハモ

ンドと云ふ人あり此王は英國王アーレヤルの如く釋
 史小説に其名を記載せ侍所乃豪傑なり世人此王の後
 嗣を稱してメロウ井ンジアンは朝と云ふ蓋し此王より
 三代目の君をメロウ井スと呼びし故ある蓋し此時紀元
 四百八十六年あり是時クロウ井スハフランクス人即位
 の例に従ひ楯に上に乗る王位に即きたり此時に當り
 ゴール國五州に分裂して其一は南方の地を領するボ
 ルゴンジアン人乃地あり其二は同ト地方を領するウ井
 シゴッス人の地なり其三は北東の地を領するフランク
 ス人の地あり其四は獨立して合衆政治あるアルモ

リカ當合の地ブリタは地なり其五羅馬は命令我遵奉
 するベルジール、ゴールの小部あり斯くクロウ井ス甫て十
 九才の春を迎へし時威力強大して己小拔山の勢有
 リソイソンは近傍小於く常王位を望みたるセーグ
 リウスを打敗りて盡く羅馬人を驅逐せり是則ちクロウ井ス
 事我企てし始小して遂後來四海小赫々たる雄威
 を耀りし、佛國の基を起たりクロウ井ス、ソイソンの
 府を攻取りたる後忽ち一事件を生せる小依て従來フ
 ランクス王の威權其幕下小振小事小漸く弱りし我
 知り然る所以を左に説ん嘗て一人此兵卒リームス

の寺院より甚ぶ美麗くし且貴重を履き器物を奪ひ
 取れる故リームスのビレヨップ僧官セイントレニ此器
 を返さん事をクロウ井ス小乞へり此時クロウ井ス僧徒
 我懐け己を助しせんと志りしバ此器我
 僧徒小與へんとせし彼兵卒大音て縱令王なり
 とも我が奪ひ取り物を人と與ふる理有らばと叫びは
 一鐵を執り此器を打碎きけり此時クロウ井ス怒り心頭
 より發せと雖ども之を忍んで遂に一年此星霜を送り
 しが或日兵隊の操練を閲見せし其中小往日器を碎
 きる兵卒リームス偶兵器を執る事正しらばと

其法を乱せりクロウ#スは往日は怒を散するに此時り
 ありと彼の兵卒は手より其兵器を打落せり兵卒は再
 び之を執んとせり或クロウ#ス大音にて汝ソイツン
 と器を碎きし事を忘れずまゝと罵る聲と諸共の鉞
 小て彼の兵卒を切殺したり

ゴール人常々耶蘇教を心酔せり故にクロウ#スは殘
 酷なる處置を其宗門に施さざるのみならず深く其に
 シヨップを愛せりやバ人民クロウ#スは小服従を事大方
 からは其後クロウ#スボルゴンジに國王ゴンデバルド
 は姪クロキルダを娶りて元來此女を耶蘇教を奉ず

るが故にクロウ#スは必だ改宗すべしとゴール人等盡
 く望み居たりしにクロウ#スは果してクロキルダを諫
 容きて忽ち改宗せんとすは其意ありしと雖も麾下
 のフランクス人を固陋にして祖先より奉ずる宗旨を
 墨守せりやバ之を憚りて遠く改宗せざりしが紀元四
 百九十六年に至りクロウ#ストルビアクホムアレマン
 ニ^{往古の}耶曼人と會戦せり時其戦ひ激しくて敵は為を
 小壓せられ殆んど危急に至りしやバ天を仰ぐ平生ク
 ロキルダを信ずる天帝に誓ひを立く此戦争に勝利を
 降し賜はし速に耶蘇教を奉ず可しと祈願せりが竟に

佛國志 卷之二

卷之二

佛國志

アレマンニを打敗りて大勝利を得たり依りてクロ
 ウ井ス々神々誓ひ詞を違へずリームス比ビレヨッパセ
 イントレミ戎以て耶蘇教門に入る儀式を行ハる躬
 ら先トて宗門を變ぜり幕下の中此例に従ひて耶
 蘇教に入る者過半なりとぞ其後クロウ井ス々僧徒の
 助力に依り領地を廣大し遂にロイル河に至る迄北
 州郡を略し又トール府の近傍ウァイルに於てウ井レゴッス
 人と戦ひて此人民を敗れり去きバフランクス人此威
 力雷の如く進んでエクライタニアを横截しトローリス
 よりポールドーに至る迄我が國旗を翻へたり凱陣

に臨みクロウ井ス々堂々と勝利の儀式を整頓しトール
 の府に入りおろり頃ハ紀元五百八年なり
 爰にボルゴンジに國王ゴンデバルド嘗て二人の兄
 を殺害せりバクロウ井ス此罪過を糺すの名義戎以て
 ボルゴンジに攻入りたり此時伊太利國王セラドリ
 クロウ井スマ力を戮せりボルゴンジを攻撃せり
 うバ忽ち此國を平定せりクロウ井ス以為らく敵ハ恐る
 るに足ばと雖も同盟せりセラドリクウ井ス々悔り難しと心
 中ハ怕を抱て再びゴンデバルドと和睦を結ぶ其奪ひ
 取し地を返せり

佛國志 卷之二

卷之二

十一

佛國志

去程小クロウキス々又ウシゴッスの種族王エラリックは領地を掠奪せんと欲せし者無名は兵に發し難しと思ひけん宗旨の事小託したり元來ウシゴッス人々アリユスは教派を奉ぜしバクロウキス之を非しと云けりるゴール國中に於てアリユスは門徒を免し置くは天帝に對して此上もふき不敬なりとて竟に兵を差向けたりエラリックは羅馬の僧徒を害し者も非ざれし其領分を巧む僧徒皆クロウキスの征伐を悦び奮發し之を左袒せり是僧徒の初めて國事小關係せし一例ふりとぞ斯くホイチーア府に近傍を居るウールの平原にクロウキスの兵エラリックの兵と鋒を交へて勝敗を一擧に決するの激戦を為さしがウシゴッス人竟に敗ぬして國王エラリックに亂軍の中を討またり去ればゴール人ハ諸州郡を侵掠す其勢は破竹の如くなりたるは伊太利國王ゼヨドリック大に兵を出してさし勝誇りたるクロウキスの兵に抵抗しアールの近傍に痛くクロウキスを打敗れり是よりしてプロウキンス及びエタライレンの一部は伊太利のゴリックの種族王の領地とありククロウキス晩年に至り其行は往年と異あり或は奸謀を専らし或は殘忍を恣にして親屬の領地を掠奪し大

佛國古今通史

伊豆國志

卷之十一

伊豆國志

其名を汚志し又寺院を建立する事數あり蓋し此
 時代の風習より貨幣を以て我が犯志し諸罪過を償ふ
 べしと云ふ説に惑て斯の如き舉動及びいと云ふ
 クロウ井ス四男子あり長子をシエルリーと云ひ次子を
 クロドミルと云ひ三子をシルデベルトと云ひ末子を
 クロテイルと云ふクロウ井ス殂落せし後此四子國を四
 分して各其一部を受領す即ちシエルリーをメッヅス
 フリストラの府に住しクロドミルをラルレラン府に
 居所を占めシルデベルトを巴黎府に住居しクロテイ
 ルをソイソン府に居室を構へたり去れば國中自ら四

州に分裂し擾乱甚だ熾んたり痛む可し骨肉を分ち
 兄弟鎬を削りて血戦し其殘忍なる事擧ぐ言ふ盡ら
 らばクロテイル及びシルデベルトをクロドミルの遺
 子より其領地を強奪し剽へクロテイルハ自ら劍を以
 て其兩子を刺殺せり其後兄弟同心一致してボルゴン
 ンに攻入り全く此國を伐ち従ひたり
 斯く數年内乱續きし後シエルリー、クロドミル、シルデ
 ベルト等皆相繼て世を去りしラバクロテイル一人に
 全く國中を管轄せり然るにクロテイルは國を分て
 大害を醸去し事を目撃せし雖も又其覆轍を踐み國

を四州に區分して四子に各其一州を與へしは是より又五十餘年の内乱を生じ人民を塗炭に陥るゝの基を起さる

此時代の争乱ハ二人の奸婦に由り更に甚し其婦はプロインホート及びフレデゴンドと云へる者にして各國王に配せしが其威權を競ひて殘刺を恣にせしるバ后妃の稱に適はずして却て暴人の名を取れり元來プロインホートは西班牙王の女にしてフリストラシアル王シグベルに嫁せり又フレデゴンドは初めソイツン王シルベリックの妾なりしがシルベリックはプロインホ

ート此妹を本妻を離縁するに及び好機會を得たりとシルベリックは媚を獻じ遂に後妻とあり斯て此兩婦互に遺恨を含み威權を張り其夫を有るも無が如く振舞ひしを王の親族より國民に至る迄大害を蒙る事とあり爰にフリストラシアル王シグベルはシルベリックを伐んとし兵を起しトールに於てシルベリックを圍みて其妃フレデゴンドの命を受けし間諜は為るに暗殺せられたり後奸婦フレデゴンドは己を實子に相續の權を與へんとて竊に前妻の生れ繼子を殺せりプロインホートは曩に夫シグベル暗殺せられた

一を以て遺恨遣る方なく復讐の念頗り方り
 小太子の兵を擧げしを益擾乱を煽動せしと雖も終
 にフレデゴンドは子クロテルの手を捕へらむ甚と恐
 るゆき鞠問の逢く刑の處せられたり
 爰に往古日耳曼の風習に従へば戰士の長其士卒を愛
 撫する証として裝飾をたる戦斧或ハ最良の軍馬を與
 ふる或以て常とせしテフランクス人ゴールを遷居し
 て其酋長を侍者國王と仰がむ一時に至り士卒を賞す
 る小兵器軍馬を以てせず邦土を裂く功臣を封ぜり但
 し臣下の土地を與ふる法初ハ永代ならん其臣或

ハ死し或は罪を犯す時其領地再び王に歸するを以
 て王の領地減縮す事ありし其後土地を以て永
 代功臣に與ふる事許さるるを漸く王の領地減縮し
 隨て功臣を封ずるに力衰へたり去れば威力強き臣下
 を王を離れ我が領地に於て擅制し權を振ひしより王
 權を愈衰頹し臣下の威力益盛大に至るに勢ありテ
 一ストラリアンに重臣等アンドレットの條約より始
 て獨立し權を得たりしバニヤストリアン及びポルゴ
 ンジの重臣も引續く此權を得るに至る云ふ
 後妃フレデゴンドの生しレルベリックは子なる第二世

クロテルは許多の太子を虐殺せし後紀元六百十三年
に至り麻の如く乱れたる國を平げ其地を併せし能く
之を治むる事を得たりクロテルは頗る麾下の信任を
取りし人おれども貴族の威權を限制せずして却て其
威力を加へ且國政を大臣に委任せし由りて子孫の
代に至り佛國王位を失ふ改革の端を起す事となりし
なり

第二世クロテル世に去りし後其二子國を受領せしガ
ダゴベルトは同胞を滅し其領地を併せ一人を以て
佛國を管轄せり時紀元六百三十一年あり抑ダゴム

ルトはメロウジャン血統の中にて最も有名なる太
子ありしが酒色に耽る事甚しく且既往の罪過を償は
んが為て數多の贈物を寺院に寄進し其費用許多な
はを以て府庫空乏に至りしは稅斂を厚うし國民
を虐むる如き罪惡少ならず然まども公平を主とし
て偏頗は政道ならず故に人望を得し事亦少あり
らば

ダゴベルト死せし後王位を嗣ぐ者數多ありしと雖も
皆政事を執る事久しうたば且其國政は全く大臣の手
に歸し其名存せしれども其實なきが故に人呼ぶ懶惰

王と云へり大臣の中にて最も高名なる人々ベピンデ
 ヘリスタルホモ此人智勇を以て能くフリストリア
 州を治むる事二十七年之久き及び其威權の盛大
 なる事恰も國君に如くふりと正統乃君を宮中へ幽閉
 せり去まば王と正し囚人々等しく年々シヤムプデマル
 一於て衆會の節のみ外出して人民一會する事を得る
 と云ふ

紀元七百十四年一當りベピン遂に死せしむバ庶子シヤ
 ルレス、マルテルと大臣の官位を相續せり此人盛ん
 雄威を耀らし、將帥の一人ありと云ふ斯く往日西班

牙國中過半戎靡くありサラセン人嘗て波濤の如き兵
 力を以てペトルニス山を踰えてエクワイテンに進
 攻し此地を守むる總督戎打敗り國中大半を并吞せ
 しが是時シヤルレス、マルテルを兵を率ゐる出陣し
 ル府に於てサラセン人と血戦し及びマサラセン人
 と竟り打敗られ死する者數戎知らず頃ハ紀元七百
 三十二年あり此時佛國甚だ危急しして既にサラセン
 人々蹂躪し羅り回々宗の蔓延を蒙らんとせしハシヤル
 レス智勇戎以て外患を攘ひしむバ國中其憂に逢ふ事
 を免れ其他歐洲各國も無事を保つ事戎得るは是より

シャルレスは益佛國の國力を固くする事と永年の争乱を鎮定する事とに従事し後其職を二子ペピン及びカールロマンに傳へて没したり時紀元七百四十一年を

カルロマンは日耳曼に勝ち後浮世の事致懶しと思ひ竟し寺院に退隱せり是は於てペピンは國に全權を掌握し是より國王を廢して其位を篡んとするの志を抱きけり

希臘人及びロンバルド人嘗て羅馬法王を襲ひし時ペピンは其竭し法王を救ひけるが後其功を賞せられ

んとせし時ペピン使を法王に贈りて申りし方今政權を執るに適當せざる國王に既に王權を任ぜられて頗る名譽を得たる大臣に孰れは佛王の位に當るべきやと己の素心を露しければ法王はペピンを願ふ可なりと王位に登居る事致兼諾きり加之佛國は僧徒も大にペピンの為あり盡力し貴族も亦ペピンの技量に服し其他全國は人民等も有名無實なるノロウアン家の王位に在る事致願はず一致同心して王を廢せんとするの志致發せり去るハ威權已に傾きたる國王シルデリックは王位を貶せられて太子と共に寺

伊國世系通記 卷之二 佛國

院子整居さへピン々難ふく其志我遂げソルソノ府マ
於るビレヨッフセイイント、ボニフイス、即位ハ禮を行ハ
シ乞たり此僧々多年ペピンノ為り、頗依盡力せし者
かりへピン々法王ハ力ヲ依り積年の宿志我遂る事を
得たり、ソル々其思、報せん々為乞此時法王を困辱せ
し希臘人ロンバルド人等を討んとし、佛兵を羅馬マ
遣ハ、戰小毎小兩國ハ兵を打敗り其領地ハ奪ハ取ク
盡く之を法王ノ獻せり其後ペピン々索遜人及バスク
ラウニア人我服従し、貢税を出さ、又パウエーリ
ア侯を征討し、臣下の誓我為さ、又エクワイター州

を裁定して佛國乃版圖ハ復ハ英名天下ノ裏キ四海尊
敬せざ、者々なく在位十七年、一々紀元七百六十三
年、當り殞落せり、ペピン二子アリ、兄ハ查理ス、後、查
リ、云ハ弟をカルロマンと云ハ二子繼で其國を分領
せし、查理曼在位の日、當り歴史上大、其面目我一
新せり

第三章 查理曼在位の事

佛國ハ查理曼及びカルロマンハ兩人、一々土地を分領
せし、より兄弟不和を生ト殆んと大乱を醸成せん、と
るハ勢あり、一々カルロマンの早世せし、より幸ハ其

禍我免まゝく查尔曼ら全國を統轄する事を得たり其後
 ロンバルデー國王ヂ、ールの女を娶りしが故なく
 て之を離縁せしむるが故に其無禮を憤り查尔曼の
 為りて領地を奪れたるカルロマンの寡婦及び其遺子
 二人を迎へ取り且羅馬法王第一世アドリアンを我味
 方ニ属せん事を企てし法王らロンバルド王を助く
 る事ヲ欲せむ却て查尔曼ノ同盟の意を厚くせしむる
 故にール大ニ怒りを發し嘗てペピンが法王小與へた
 る土地を蹂躪せり查尔曼之ヲ聞て直ち大軍を率ゐ
 るアルプス山を踰え急に進んぐウエロナ府に至り敵

の備ふきり架して忽ち之を陥せカルロマンの寡婦及
 び其二子を生捕り夫らとペリウシアを圍みぐ又之を抜
 き二百六年間連綿と永續せしロンバルデー國ヲ攻滅
 せり時々紀元七百七十一年なり國王ヂ、ールの寺院
 々於て没命せしがカルロマンが二子々其死状詳あり
 ず
 佛兵ペリウシアを圍みし時々當り查尔曼自ら羅馬府に
 至りしが旌旗を携へたる僧侶出で查尔曼ヲ奉迎し
 たりアドリアン法王々セント、ペートルの寺院にて美麗な
 る装ひを極え之ヲ接待せり此時查尔曼々父ペピン

の寺院に寄附せし贈物を愈堅くせりとて説かれ其史
 案に於て確證ありれば果して信を取るに足らば
 西班牙國內小在るサラセン王アルマンゾルを歐洲に
 於て著名し且聰明な人あり此人嘗て西班牙に
 於て基督教を奉ずる諸侯を盡く伐ち従へく貢税を出
 さし之にサラゴザ及びアラゴンを支配人なりアルマ
 ンゾルを背き查尔曼を迎へしむ佛王查尔曼をペー
 ルニース山を踰えし西班牙に入り至る處盡く其地を
 畧し遂に進んでエプロ河に至る迄北土地を平定せし
 が凱陣に臨みて後陣の兵ロンセウアルに於てガスコ

ニ一候より襲撃せられ此時查尔曼は甥にして猛勇なる
 ローランドを討死せり此一戦後稗史の為りて許多
 の題目を起す者と云ふり
 此時代の間に索遜人との戦争断えず初はペン強
 索遜人の貢税を出せしり其他法教師を國內に入れり
 基督教を弘めしり索遜人ら貢税改宗の困り堪へ兼ね
 遂に法師數人殺し種々の暴虐を働くのくあら
 ば兵旅を動かし區々たる小國を以て佛王に威權を抵
 抗し我が自由を固守せしり至り此戦争の間索遜は
 大将ウリキンド嘗て大に佛人殺敗りしり查尔曼を

大に憤りウエルデンに於て威力ある索遜人四千五百人を虐殺して報復の意を遂げたる其後ウヰチキンドハ屢敗走して多く兵士を損害せしむるに因り遂に查尔曼小降り基督宗に改宗せりと雖もウヰチキンドに旗下未だ服従せざるものあり往々謀反して查尔曼に負き一に竟るフランデル等の國に放逐せらるゝに至り始て全く鎮定せり就中尤も倔强ある者等を佛國及び基督教を恨むの念を抱きテスカンジナウヰアの退去せりと云ふ

日耳曼國中に在る各州に人民嘗て查尔曼の兵に抵抗

きんを企てし共皆其兵力に為りて服従せしむるに至りボメラニアに在るスクラウニア人も索遜人と併して厄運に陥り查尔曼に旗下に歸し且基督教に改宗せり爰に查尔曼の甥にウヰチキンドにバウエーリア侯と云者索遜人の謀反を煽動せしむるを查尔曼は直に兵を擧てバウエーリアに入まりバウエーリア侯は其兵威に壓せしむるに困苦に堪へずしてホンガリー國に移住せしハニス人は同盟を請へり抑ハニス人は近傍の諸國に押入り貨物を奪ひ取り我が根拠に歸依の風習ありしが故にバウエーリア侯は頼み不應と直に之と同

盟さし然るにマッロ口北旗下ハニス人其暴戾を嫌ふ餘
 りよ遂にマッロ口ノ叛き之ヲ捕縛しし查尔曼ヲ出さし
 りバ查尔曼々々マッロ口終身禁獄せしむたり然るハニ
 ス人々九年間激烈な戦争をおこし共遂に全く查
 尔曼を為さし平定せしむ我ガ根拠を以て打拔き二百年
 間掠奪しし儲蓄せし財寶を盡く奪ひ取らせたり
 查尔曼其皇妃ヒルデガルドを失ひし由て再びフランス
 トレドを娶く後妃とせり此女々甚と微賤なり雖
 も天性傲慢しし頃事々報復を圖る乃ち質あり常々
 查尔曼を侍しし殘忍なる所業を誘導し又嫉妒嫌疑を

念を抱かして上下の人民が苦まらむ至る去
 らば此婚姻ハ甚だ查尔曼の不運にして内々其徳性を
 擾り外々其聲譽を失ふこと必らば是に於て臣下は
 者頗る不平を懷き遂に查尔曼を廢して其庶子ペピ
 を王位に即しんとす此企有り早か此企謀早く暴
 露せしむバ查尔曼彼は一味徒黨は者を罰せり然れど
 も臣下の信任ハ再び旧に復さざりしと云ふ
 アドリアンに繼ぐ羅馬法王乃位に即し第三世レヲ
 深く查尔曼を仰ぎしむ位に登りて後幾日ありざる
 羅馬人其忠義を表し或ハ查尔曼の威權を熟知する

證として羅馬の旗を查尔曼に贈り且羅馬府人の忠義
 を了兼す蓋し使臣戎此府に遣はさるべしと乞へり其後
 三年を経る故法王の親族等レヲ法王に罪を責を道路
 に於て之を襲ひ捧を以て乱撃し刺へ半死半生に法王
 戎寺院に禁獄せし然れども法王は幸ひ恙なかりし
 りハ窺りて脱走を計りて遂に查尔曼の許に遁逃せり
 此時查尔曼大に尊敬してレヲ法王を待遇し其名譽成
 賤さむしと羅馬に護送し且自ら引續て伊太利に赴く
 蓋し事を約しけり

翌年查尔曼はレヲ法王を乱撃せし者と罪を糾さんか

為りて自ら羅馬に發向せし羅馬僧侶數人々之を
 悦ばず查尔曼に抵抗し僧侶自ら僧侶に裁判あり
 俗人の得て關する所は非と申し其所置に従はざ
 らんとし然れども法王は查尔曼に左右し更己れは
 榮譽を失ずして其罪を免はく事を得たり恁と耶蘓の
 生日十二月五日小當り查尔曼祭壇に拜跪せし時羅馬法王
 進み出る帝王に冠を查尔曼に加へしは此時衆多は
 人民も大音を大に之を祝しけり從來レヲ法王を
 子坦東羅馬の都府に屬するの名なりと雖も是に於て其
 名稱を廢し查尔曼を以て羅馬西帝と名ふしは遂に

東西羅馬の號を為すに至り

是時後妃ハストレード没き由て查尔曼鰥夫と云

エーバイレ子と云者を娶ふと思へり此女を己の

太子コンスタンチンを帝位より貶し刺へ之を殺し

後東羅馬に帝位を奪ひ取りし者あり然るに偶東羅

馬に變革ありて貴族ニシフホリスと云者イレ子を廢し

之を寺院に幽閉し自ら東羅馬の帝位を昇りて以て

此婚姻遂に整へざりと云ふ

新帝ニシフホリスを查尔曼に威力を畏れ遷す之と同盟

し條約を結び東西羅馬に經界を定めたり是に因て

東帝を從來管轄せし西羅馬の地を失ふに至り

查尔曼に威名遠く亞細亞洲小及びバビロン代有名なる

刺比亞王ハロニアララスチットと云者使者に數多の贈

物を托し查尔曼に遣はるる其贈物の中に佛國に

於て始て人目に觸るる時計あり且厚く信義を表せ

ん為るにゼリセルムの管轄を查尔曼に譲れり此地に

當時己に信神の為りに巡拜する者の數至りに處あり

查尔曼に紀元八百七十年に至りて盡く旧敵を克服せし

又新にボルダグ海の北岸に住るホルマンに強族

と兵を交ふるに至り此強民ゴットフリットと云へる勇

氣逆しき大将を命じ従ひ數佛國沿海の地を乱入して
 掠奪を恣にする事甚しかりしを查理曼は此海賊を
 國を征せんが為より軍勢を出さしと雖も容易に之を
 戡定さへりしを以て己の事を得ず和睦を結ぶ佛
 國を歸陣せしむ

凡そ中古時代の於て國は衰へたる原因の一を尋るに
 國君の死より後其領地を諸子に分與すは其弊習の由
 ありきしを英明なる查理曼も此弊習を改め事能はる
 故に帝國を分る數子に與ふるに意ありし此時貴族僧侶
 等亦之に同意せしむるに遂に領國を數分し長男查理

斯次男ペピン三男路易は三子に與へたり時、紀元八
 百十三年あり然るに分領を定むる後查理斯ペンに
 二子先して死せしむるを查理曼は獨り路易に帝國を讓り
 事を定むる共深く二子の早世を哀悼し竟る是が為り
 其身に健康を害し頃々衰老し赴きければ最早臨
 終の期も遠うと覺え經文を誦し祈願を凝し信神
 の念更に怠らざりしを死す時苦痛を忍び
 奮發して漸く右手を擧ぐ十字形を像り然る後静に床
 上より直り天帝に我が精神を委託すと叫びて奄然と
 して長逝せし時、紀元八百十四年一月廿八日

在位四十四年行年七十二歳なり

查尔曼は我々の技量を以て數大國を其版圖に歸し佛の
全國并り日耳曼翁尾利白耳義及び西班牙國內はバル
セロナ伊太利州内のネ子ウエントに至る迄は土地を
以て盡し我々の所有とせり其兵を用ふる事實は比類あ
らりしと雖も政事の才に至るは又遙か將帥の畧を起
越せりと云ふ嘗てノルマン海賊は暴乱を拒げんが為
り大に海軍を起ちし事あり又莱尼河とダニール河
との運路を通せんが為る大溝を開き蓋し大西洋
及び黒海に通商を合一せし者あるを以て此企は極めて

精巧なる職人を得るは非を成就せしむる事業
ありしが查尔曼は配慮凡庸に非る事知れべし又新に學
校を設けし教育の道を開き且法則を制し旗下に授
けたり此法則或は不條理なる事なきは非ずと雖も其
要件を得し事亦少しとせば又裁判官を置き目代人
を以て其職に任し之を州郡を巡行して縣官は良否を
按じ人民の愁訴を聽断せしむ此目代人の權は僧侶と
雖も其處置を仰がざる事を得ざりしを查尔曼は所
置に於て最も缺失と以てべきは常に教門の事に關係し
神學に就て靈妙測知し難き事を布令せしむ在り又平

生僧侶の富饒を非斥せしと雖も自ら施を處し至ては
屢最良の贈物を以て寺院に寄附し且羅馬法王の威力
を盛んに加之大に其所有を増加せり其所行に於て
は甚だ貴ぶべき性質あり平生時間を分て課業を定
む日々に務必一定せり且其人と為り君と為りては
仁夫と為りては和父と為りては慈あり又深く文學に
従事して暇ある時を學士と談論するを以て最上は樂
となしと云ふ

第四章 カルロウマン家なる國王の事

查尔曼は智勇に由り興起せし赫々たる帝國の其嗣子

は暗弱な体を以て父王の尸柩未だ冷ざるに忽ち瓦解
して四分五裂せり此時紀元八百十四年なり此時代の
史乘混乱して分明ならざるに國君土地を割て諸子の
分與せしと土地は變革數あるに王家は相續頻りにて
徒に其名を以て區別するとの三の者より由まり茲に查
尔曼は佛國の人民と其國語を嫌ふを評りては路易
は之に異り甚だ佛國の民を親愛するの風あり且性質
は温順な体を以て從來住居せしエウライランに於て人
民の愛を得たりとバ即位は日及んで佛國の人民
盡く喜悅して奉迎せり此人行状は愛す應きと性質の

佛國史記 卷之二 一

仁惠あり、因り幕下は者之を稱して温厚ある君と名
けたり蓋し路易は此稱を得し、其一身に於ては令名
を得たるやうふれども帝國の事業經營は事より之を
觀れば適當と稱し非は路易國王に登りし後二年を
經て羅馬法王第五世スチーブンは手より帝王の冠を
受きたり此時紀元八百十七年あり其後程なく路易は
古來佛國に於て大弊たる覆轍を踏み領地を分てエウ
ライテンをベピンに與へバウエーリアをルイに與へ又
長男ロゼルをしく己れと同しく政事に與る事を得
せし是佛蘭西伊太利は兩國を以て其所領とする事を

許せり去れを從來政治宜き我失ふより王權己に衰
弱に赴きし小此失策に由り國勢益振はざるに至れり
路易は甥ベルナルド既し伊太利の地を領せし、ロゼ
ル伊太利を領する事の許を得し、及て大に之を憤り
謀反は旗を飄へちしと雖も旗下は心我失はる兵士盡
く分散せし、遂に生捕きて亂彈を受け己に死罪に
決せし、路易は特に死一等を贖ひ更に眼を抉りし、
後三日を経くベルナルドは死せり路易は猶後來は騷
亂を拒がんが為め、查尔曼は廢子三人を寺院に幽閉
し強く沙門とありたり

佛國史記 卷之二 一 廿九 文部省

路易ハ斯ル殘酷ニ處業を行ヒテ後深ク此事を悔ム
 其自ら其甥を虐殺シ其兄弟ヲ無道ニ處セシ者ト非斥
 セシバ僧徒等此機ヲ乘トテ偽計を設ケ路易小説ニ
 大ニ僧徒を會セシメ座中ニ於テ躬ラ前罪を責メテ衆
 僧ノ裁判ニ任セン事ヲ勸メ且路易ヲシテ寺法ノ如ク
 贖罪法ヲ修セシメテ去ルバ僧徒等陽ニテ罪業消滅
 ノ説を以テ王を盡惑セシト雖モ陰ニテ王ハ柔弱此ハ
 如ク去ルモ己ノ威力ヲ以テ之を驅役スル事亦容易ナ
 リと思ヒテ王ハ法教ニ眩惑スルニ虚ニ乘トテ之を謀
 事更ニ頓カリト云ハ

然ルニ此時忽然トシテ一變事生ゼリ即チ下文ノ如ク
 路易ハ前後没セテ後更ニパウエーリア侯ノ女ジョジス
 を娶リテ後妃ト為レテ此女ハ腹ニ一兒ヲ出生セリ此
 兒後ニ佛國王トナリ頭髮ハ禿アリテ以テシャルレス
 ゼバルド禿髮と呼ベリ去キバ上ニ説ク如ク前後ハ所
 生三人ハ各國土ヲ分領セシメテ之を以テ更ニ此兒ヲ與
 フル地ニテ各リテバジョジスヲ路易ニ説テ口ゼル
 領地一部分を割テ此兒ハ與ふる事を勸メたり口ゼル
 一旦ハ父母ハ言フ従フカ直ニ之を後悔スルニ至キ
 リ

路易の三子幾あらばいて旧規の復せんと欲し謀反を企て徒黨を語らひてコロロビーの僧ウアラアより強大なる應援を得たり此僧は常の神聖の稱を得たる者あり共三子乃謀反するに及んで異存なく其募る應に徒黨の長とあり恣に叛黨の者々愚昧を人民に煽動せんが為に政府の所置甚だ不善なり且皇妃ジョジスと宰相ベルナルドと奸通をたりと云ふ説を流言せり然して路易は天性柔弱なる故に遂に叛黨に屈從しジョジスと寺院に幽閉せらるる路易は殆んど同厄に陥んとせしめ絶小其災害を免れ已む事を得て盡く叛黨を

赦免すはれ令状を出さしと雖も徒に益擾乱を増長すしめみふり其後路易は再び國王の威力を復し又ジョジスを迎へ取りて此時ジョジスは復讐を念正し燃るが如く誓て前辱を雪がんとすはれ意あり路易は己のウアラアを放逐し又二子ロゼル及びペピンを天理に戻り父母の敵抗せし罪を以て宗族の籍を除き加之我の徳恵ある宰相ベルナルドを疎んずはる至り紀元八百三十二年の當りロゼルペピンルイの三子再び兵をアルサクに集り父王の敵とせしめ備をたし時羅馬法王第四

世グレゴリー父子此間を和解する者と詐て深く三子
に結び柔弱なる路易を脅す宗教破門するの意を
以てせり此時佛國に在て路易を助くる僧徒數人激論
法王に贈り脅して申しはる國帝り叛く法王の大
逆此罪を犯す者として直之を破門す然る其
過我悔ばし猶叛黨を助けは羅馬法王此位を貶せ
んと威しける小佛國の僧徒も最も有名なるラン
ドビレヨッパアゴバルドも自餘も僧徒と合一する事我
欲せぬ僧ウアラア及びラットメルトと云者も結び己きの
説を主張して羅馬法王の宇内を裁断する威權を有す

る者おれは天帝を知らず人間を得て制す所非ず
と唱ふグレゴリーも佛王を助くる僧侶も答ふるは傲
慢無禮は辞我以て従来羅馬法王の言ひ及びざる
威權を主張せしと云ふ
恁く狡猾なるロゼルも路易と和睦せん事謀りグレ
ゴリーを使として父王に許す遣はせし此時の會同如
何此事有りしや知難しと雖も是より王家衰滅の基
をふり憐む可し路易もグレゴリーの謀計も由り忽ち
我が應援を失ひ已む事を得ずて敵に降伏せり其後
會議も由りて路易も王位を廢す事を決し太子ロゼ

ル帝國を掌握せしむバ法王グレゴリーを羅馬に歸れ
了

斯マエッポト云へる僧々元來卑賤なる者ありシテ路易
在位の日拔擢せしむルハリームス此高僧ヲ昇リシテ忽
チ其恩を忘却シ今度の改革ヲ永續せんク為ルニ不正
なる説ヲ起シテ申けルハ何人ノテモ往事を後悔せる
者々其官職を廢せざる可ラト故ニ悔心ヲ抱ク王々
政事を執任シ當ル事を得ず今路易ハ既往の罪ヲ悔
ゆる者あり依テ贖罪ヲ為スルニ永世王位ニ就クの道を
絶テ盡シト唱へける然ルニ此僧ハ説行ハるニを得テ

路易ハ遂ニツインツインと云ふセントメダルト寺院ニ
於テ躬ラ贖罪法を修シ罪過懺悔ハ書ニ調印シたり其
後竟リ王服ヲ脱シテ悔罪人ニ服を着シ寺院中ニテ最
モ矮陋ある小室ニ禁錮セラルリ
然ルニ僧徒ハ威力盛んナル事其分ヲ過ぎて甚ダ跋扈
を極ムルニ遂ニ衆民等愁嘆シテ盡ク公平ニ所置ル
願フニ至リ是ニ於テロゼルニ全國人民ハ望を失ヒ
テ王位を賤斥セラルル再ビ路易を旧ニ復さんとせし
路易ハ柔弱ニシテ法教ヲ濁ル、事前日より益甚ク
戎以テ路易ハ直ニ之ヲ肯せず深く羅馬法王ニ服従ス

意を表し全く前日の罪過を赦され且一度が威權が敗
しあるアゴバルドが旧王復せし後再び王權が執りし
と云ふ

再び既往の過を踐む時も自ら前日は不幸を招く是必
然の理あり去れを路易復位の後次子ペピン紀元八百
四十年を以て死せしより其領地を分つ時三男パウ
エーリア侯ルイが除きロゼル及びシャルレスを分ちし
を以てパウエーリア侯も不平を抱き直に兵を起し
父王の敵せしるバ佛王路易の叛子ルイを征伐せんと
し出張せしる心中甚く悲哀を念が生じ且此時偶日食

ありて惡兆と判断せしる心中鬱々として樂まず竟
ヌメンツ府の近傍に於て病に罹りて没したり行年六
十三歳なり在位廿八年あり路易死す臨て猶眷々と
し愛子シャルレスに事及懸念し遺言しホルゴンヂ
及び子ウストリア州郡を與へけり後ノルマン
ヂーと稱せしる即ち子ウストリア州の事あり
路易在位の間サラセン人らしり國を攻略しチス
カン海を横行し伊太利國を領せんとを以て威を示し
ノルマン人ら断えずフランデル及び佛國の海岸を蹂
躪せり去れば歐洲に於て外に南北に敵が構へ内は各

種々擾乱起り實々慘憺たる形勢あり中々就く佛國を
父子相争ふの罪過我累ね人民の困苦言ふをうぐ
親々不孝なる者々亦其兄弟の友ありむとみや去れど
多年其父を悩まし口ゼルを紀元八百四十一年を以て
王位に登りしが忽ち不友の心我起りて弟の領地を奪
んとせしケバルイ及びシャルレスを一致して兄を叛き
ボルゴンギー國內フロンテ子に於て未曾有の劇戦を
あし大に口ゼルを討敗り此戦の残酷なる事實を比
類なく死亡の數を記すは者諸史各一ありずと雖も此
戦の殺傷よりて大に佛國を不運を招き後來ノルマ

ニ人佛國を平定する原因の一端を開けりと史家皆論
定せり
ロゼル索遜人々應援を得んが為を嘗て查尔曼の立
て置たる基督教を奉せしむるの法則を廢せん事我索
遜人々約せしが此處置よりて遂に二人は弟口ゼル
の王位を廢さる此口實を得るに至れり然るにビシヨップ
等エーグス、レ、シヤペルに於て大會議を起しルイ及び
シャルレスの歎願を容れ鞫問を遂げし後口ゼルを全く
佛國帝王の權利を失ひし者と布告し帝國を以て二人
に有と定めしが是時口ゼルを威權甚だ盛んにして衆

僧の議ヲ從ハズ強ク帝國を分つニ條約を定む從來領
ぎ一土地は過半を有する事を得多り

其後ロゼル僅マ二三年を経て死したり此人將リ死せ
んとするニ臨テ自ら僧徒の服を着しけり蓋リ古來不
徳者王在世ハ罪惡ヲ消滅せんク為リ此所為ありと
云ハロゼル三子あり長男ルイ帝位と共に伊太利ヲ受
領一ニ男弟二世ロゼルハ某地を領一我々名ヲ依テロ
ゼリンシア後マロラと云ハ三男ハルレスハプロウ
エンス國を受領セリ是ヲ於テ查尔曼ハ帝國數多の小
國ヲ分裂シテ互に猜忌ヲ懷キ争乱打續キテ人を殺傷

する事常々已まざ殊々シャルレスゼバルドの領國ハ最
も不幸ニ極ニ陥リ領主シャルレスハ父路易ハ柔弱と母
ジョジスの輕躁ある性質ヲ受テ國君ハ徳亦ク加之ノル
マン人ハ乱暴甚ク盛んニシテ巴黎府ニ至ル迄放火殺
傷ハ患を蒙リ貴族僧侶ハ互ニ瑣細の嫉妬ニ由リテ激
烈ある争を起シ國の危急を顧みず人民ハ困苦實ニ言
ハ登ラシムバ去ルバシャルレスハノルマン人ヲ抵抗する
ハ力ありしヲノルマン人ハシイン河を游リテ巴
黎城圍んとセリ時シャルレス更ニ防禦ハ策亦ク賄賂を
其暴民ニ贈リテ退去ヲ謀リテ元來ノルマン人ハ極

り多欲あるが故に賄賂を得る時々一旦其兵退くと雖ども其利を為えり兵を回し来る事甚く速かればシャルレスは所置を敵を退くるに非ずして却て賊を招く者と云ふべし

查尔曼不幸にして嗣君甚だ柔弱ありしは羅馬法王の威權益盛大に赴き法王を竟り歐洲各國の君を管制せんとす帝の大望を起したり此時圖らずに起りたる事變に依り法王は成功を助けざる事甚く少からず其事を舉るにロルレン國王第二世ロゼルら其妻チウトベルが成誣るにインセスト縁組を禁ずる近親と交接する罪を

以てして離縁せしむば此女初めハ熱湯に試法を行ひて自ら罪なき旨を表すと雖も遂に慘酷なる拷問を以て枉り罪名を加へ然る後其妾ウアルドラダを妻とす加之エイクスレ、シヤペルに於て會議せる衆僧の説を我が所置を堅くする事我勸めたりロゼルは所業斯る不善を極めしは從來羅馬法王は預め所を大抵國王ロゼルの誹謗するに止りしと雖も是時法王ニコラスとロゼルのを糾さんと決しメレンジに於て衆僧の會議を設けロゼルを糾し免しが衆僧を却てロゼルを以て無罪ある者と裁決せり故にニコラス法王此決定を

悦ハど終々其事ニ關リテ最も威力有る僧徒ヲ廢シ且
 ロゼルニ使節ヲ送テロゼル若シチウトベルガを召還
 一再び本妻と爲ざる時を速ニ破門ヲ登シと脅セリ口
 ゼル之を聞ク大ニ畏れ速ニ法王の說ニ服從一判へ後
 妻ウアルドラダを捕ヘテ羅馬ニ送ルリ然レ小此女途
 中ニ於テ警護を脱一再びロルレンニ歸テ又ロゼルの
 本妻ヲ復スル事ヲ得ナリチウトベルガ共ニ争ハ事
 を欲セバ躬ラ王ニ縁ホキ者と明ラセテウアルドラダ
 以テ本妻トスル事を承諾セリニコラス法王此事を
 聞ク深く不平を懐ケリと雖モ偶疾ニ罹リ志ヲ遂ズ

又没一リリ其後城継一新法王々ロゼルを羅馬ニ召寄
 セ一の女を以テ満足ホキ一トモ是時ロゼルを新法王
 に向ヒ嘗テ故法王ノ罪を得ナリ一と雖モ決一テ咎を
 蒙ル故ホ一と誓ヘ且其後ロゼル幾ホクバ一テ死セ
 一ウバ人民盡ク法王を偽リテ妄誓を妄セテ罪ありと
 唱ヘケリ
 ロゼル死スルニ及ンズ二人の叔父ニヤルレス、ゼバルド
 及ビルイ、ゼ、ゼルマニクヲロゼルニ兄ルイを除きて其
 地を奪ヒ取一ウバ羅馬法王アドリアン佛王ニヤルレス
 を脅スル王位を奪ヒ取一由以テ一ウバ一ウバ此事遂

無益之屬たり是時シャルレス故有りて我二子ロゼ
 ル及びカルロマン我寺院に幽閉せんとせしむ口ゼル
 を不具し且病身あり故に異議なく父の命を遵奉
 せしがカルロマンを父に叛く其命を抗し法王に説く
 我が謀叛を助けしを遂に敗績し已む事我
 得ずルイゼゼルマニックは朝廷に潜伏せり紀元八百七
 十五年に當り第二世ルイ相續し男子なくして死せし
 りバ佛の朝廷及び羅馬法王を其領地を分ち取んとし
 て遂に争ひを止免判へ法王アドリアンを懇切ある書
 簡成シャルレスに贈れり加之後法王に登り第八世

ジョーンら更に懇切我極免ハウイアホ於てシャルレスを帝
 位に即しめあり是時ルイゼゼルマニックを旧例に依り
 其領地を三子に分ち死したりしハシャルレスを欲心
 募りて三子に領地を奪ん事我務えしと雖も戦ひ利何
 らば大に士卒を損し空しく汚名を殘せり此頃
 ルレスはノルマン人我領地を蹂躪せしれ自國す
 ら防禦する事能はざし却て他人に國を伺はし失
 策の甚しき者と云ふを
 サラセン人ら伊太利の海岸を剽掠する事断えざりし
 うバ羅馬法王其暴威を畏れシャルレスに迎て我が助け

と為んと欲し紀元八百七十七年、當り使て佛國に遣
 ハリシシャルレス若し法王を救ハざる時、帝國を奪ハ
 んと脅せりシャルレスは直に法王に命を應じ伊太利に
 到着せし、忽ち甥カルロマン其虚に兼り帝位を奪ふ
 の企てありしを報告を得たり、ハバ大に驚き急ぎ兵
 を佛國に回志し、途中に於て貴族の人望を失ひ憐む
 處に病難に罹り路傍に陋屋にて没しけり

シャルレス在位の間封建制度を確定する、以て頗る著
 名なり、抑、從來諸侯の領地を與ふる事大抵一代に止り
 し、シャルレスの末年に定めたる法令にて遂に世祿を
 制とあねり去れ、王權を漸く衰へ貴族の威權を益々確
 乎とて動らざるに至り、是時又ゴール人、フランク
 ス人と混じり一國人民となり、從來國語を羅甸及び日
 耳曼戎合一せし者あり、共此に及んで分ちて二種とな
 りしと云ふ

第五章 カルロウ井ンジアン家々續きの事

シャルレス、バルド没せし後其子にて吃人と異名せら
 せしルイ位に繼ぐ、此王在位僅に二年ありて終り、ハ
 更に記載を廢し、事カルロイ二子ありルイ及びカルロ
 マンと云ふ然るルイ没せし後二三月ありて遺腹の

子生きたるバ之をシャルレスと呼べり茲に第三世ルイ
及びカルロマンの父は土地を分領して互に一致和合
せしがカルロマンの舅ドーズンと云へる者あり嘗て
ドーズン内におメントお設けたる衆會に於てプロウ
エンスに國をドーズンに與ふを以て神教を蒙りし
りと布告しけむバドーズンに直にプロウエンス州を
押領せしむ羅馬法王此事を兼諾し自らドーズンを王
位に即しめたり抑ドーズンの人となり英敏伶俐に
能く其國を治めしむバ他國に屢災害を蒙りし雖も
自國に獨り安寧なると去まハ數百年代の間プロウエン

ス州に佛國內に於て最も開化の景況を保つ事を得た
り
シャルレス、ゼ、バルドは子孫長く王位に在る者なく第三
世ルイ及びカルロマン早世して相續は權僅に五歳を
以てシャルレス、ゼ、レンプルの歸せしが佛國に貴族今日の
形勢に當り國君幼稚なは時々國勢益々衰廢し趣く可
と決議し僅に獨り存したるルイ、ゼ、ゼルマニクの子を
擧ぐ王位に即しめたり之をシャルレス、ゼ、フハットフハットは肥大
のと號す此王已に二人の兄弟の後を相續し且羅馬法
王より帝冠を得たりしむバ一身を以て再び查尔曼

領地乃過半を有する事を得たりと雖も天稟英才勇氣
 なきと由て此の如き廣大なる領地を處分すは力あら
 りいと云ふ抑シヤルレスなる人となり倨傲として性質甚
 だ怯懦なり又過食は癖あり故に常々人々鄙めりま
 且條約を就く賤むべき事ありて以て竟に醜名を得た
 り即位後直にノルマン人ホフリイヴランドを州を與
 へ且貢税を拂はん事を約し和睦を求むるが屢盟約
 の背きしを再びノルマン人々怒りを起し紀元八百
 八十六年の當りノルマン人々更なる猛威を奮ひ其勢風
 の如く國中を横行しポントウ井スホ放火し遂に進ん

ど巴黎に迫り佛人々力を極めて籠城せしが勇氣甚
 だ盛んなる事史架稱説に於て最も著名なり殊に巴黎
 の公侯ユーズと云者善く其府を固守し頗る勇氣あり
 數多の貴族が加へて守城の兵を増えし中ホ就くゴ
 スリン及びアンシリックと呼べは二人は僧徒最も勇名
 を顯したりノルマン人々痛く城を攻まども佛兵の勢
 ひ更に屈せざ一年餘りも籠城し國王は後援を渴望
 せしが已りて佛王大軍を率ゐり巴黎に到着せり此
 時若し一戦を決しおハ佛國は勝利必を疑ひなからるべ
 き佛王は平生は性心發して勝敗を決するの心なく

鄙くも大金を出してノルマン人々與へ其圍を解しり
たり

去れど佛王の管轄を受し國々皆シャルレスは鄙劣ふる
行を嫌て叛逆は意我起せり日耳曼人先づ兵を擧ぐバ
ウエーリア王の庶子アーノルドを選ぐ國君と仰き伊
太利をフリュリ侯及びスポレート侯に從ひ佛國を固く
巴黎を防禦せし豪傑ユーズを推て國王となせり去れ
バシャルレスは狂氣は如く成果を盡く臣下は望を失ひ
宮殿より逐出せしむるに衣食もも缺乏せんとす
はり至りしが幸ありてメンジの僧ルイトバルトの慈

悲を蒙り其窮厄免はし事を得たきども往日の繁榮
一醉の夢と變り僅に其日を過しは、いと憐かる死
を遂げり時小紀元八百八十七年あり
ユーズは佛國を王と仰がれりと雖も其領地甚だ狭く
僅にミウズ河及びロア河を以て界となし割へ其領内
の地を領する諸侯數多りり佛王に從ふる其名あり
のみ殊にフランデル侯エンリッ侯は如きを恰も獨立
せし者如くし威權甚だ盛んあり加之ユーズの
政治極る酷烈ありしを幾許ありて佛國の人
民大に不平を懷き漸く背反は意を生じ紀元八百九十

三年に至りウエルマンドイ侯々リームス其第一等なる
 ビシヨップと謀り正統の相續人シャルレス、ゼ、シンプル
 を佛王に位し復せんと欲し竟り兵端を開き一戦
 戎経たは後ユーズ及びシャルレス佛國を分領すは事戎
 定免ユーズを巴黎及び其近傍の地を領しシャルレスを
 朝廷をモセル河北邊に定めけるが其後ユーズ早く死
 せしうバシャルレス一人して全く佛國を領しけり是時
 紀元九百十一年なり

爰にノルマンは大将として最も著名なるロルロと云
 へる者を到は所盡く佛兵を打敗りローンを奪ひ取て

甚ど猛威を振ひしるは佛王を大に怖し和議を乞ふが
 為り一人は僧徒を使としてロルロに遣はし汝若し
 基督教に改宗し佛王を國君と仰ぎ後來ノルマン人は
 襲來を拒ぐは助けを為さば我女を嫁して妻とふし子
 ウストリア州を汝主従に賜はんと云へりロルロは其
 條約を肯んぞりか更に一時其間ブレタン州を以て子
 ウストリア州に代ん事を乞へり佛王其願を許し直
 し其女をロルロに送りロルロは佛王に隨從をれど
 し敢て臣下の禮を行はず殆んど佛王に打勝し者は如
 くなりと云ふ

是時、當てシャルレスも威權益衰へ日を追々柔弱を極
 る。ハガノンの國事を擧ぐ宰相ハガノンに委任する。至る
 りハガノンも下賤より起る者。雖も才能衆の秀ぶ
 遂に政權を掌握し傲慢果決を行成以て貴族を抑制し
 十年の間王の特權を維持した。紀元九百廿年、
 至り貴族等の憤怒益甚くして鎮壓す。遂に至
 りハガノンを佛王ユーズと弟ロベルトも其機に乗じて愈
 貴族等を煽動し朝廷に叛きシャルレスを廢せんと誓ひ
 兵を集りてシャルレスをレランに圍み直に此府を攻取
 りてシャルレスも忠義の臣ハガノンを扶けりて僅に口

ルレンに逃走せり。ロベルトもウエルマンドイ侯へルベ
 ルト及びボルゴンチ侯ラルフは同盟を得て紀元九
 百廿二年に至りリムスに於て王位に即き勢は頗ほ
 盛んありし。雖もハガノンの忠義の志少くも撓まざる勇
 氣益凛然とて佛國を恢復せんと奮發せり。幸にハ
 ルマン人の應援を得て勢は再び加り遂にソイツンホ
 於て敵兵を襲ひ一戦にロベルトを打取ると雖もロベ
 ルトは子ピウ及びウエルマンドイ侯力を盡して拒ぶ
 り。敵兵の銳氣再び加りり。又流血漂杵の劇戦を志
 すが運は盡は所しや官軍遂に敗北してシャルレスも口

ルレニノ逃走セリ此一戦を以テ官軍振ハキヨリ至リ
 一ノバ佛國の王位ヲ既ニ死セリロメルト女子ヒウ
 及ボおきマヒウ之を辞シテポルゴンチ一侯ロドル
 フヲ傳ヘタリ茲ニウエルマンド一侯ヘルメルト人
 と為リ鄙劣ニシテ且信義のなき性質あり一カ佛王は
 位已ニ及バギ多ク怒リシャルレスを餌トシテ望を果
 さんと思ヒ再び王位ヲ復シ且之ヲ守護せんとの口實
 を設ケテシャルレスヲ迎ヘ一ニシャルレスハ此偽計を信
 ト其迎メ應ゼ一カホヘルメルト直リ之を幽閉セリ
 シャルレスは妃オグイナ此災害を聞テ僅ニ三歳ある一

子を携ヘ其兄英國王アセルスタンノ許ニ逃竄セリ徳
 とヘルベルト々百方謀計を廻ラ一遂ニロドルフヲ脅
 テ一シャルレスを許さん事ヲ以テ一バロドルフ
 此偽計ニ陥リレヲ州を與ヘケル其後程亦クシャル
 レスヲヘルメルト毒殺ニ逢テ死セリと云ふ
 シャルレス在位ニ間佛國不幸ニ一テ其所領たる日耳曼
 及ビ伊太利の地を失フニ至リ去キバ日耳曼各州
 一致シテセキクニ一侯ヲツを國王ト選ビ一ララツ
 老年ある我以テ王位ヲ登ル事ヲ欲セバフランコニ
 ア侯コンラット我以テ我々代人トおさん事を言出セリ

音

是、於、日耳曼各州集會、コン、ラト、ス、テ、ス、ル、ヲ、以、テ、國、王、と
 定め、シ、テ、此、王、九、百、十、九、年、に、死、セ、リ、其、死、ス、ル、時、我
 が、恩、人、ヲ、ツ、テ、子、ヘ、ン、リ、ー、を、以、テ、王、位、を、繼、リ、ト、シ、テ、事
 を、貴、族、に、勸、メ、テ、日、耳、曼、各、州、又、集、會、シ、テ、先、王、に、勸
 め、テ、從、ヒ、ヘ、ン、リ、ー、を、王、位、に、就、シ、テ、多、ク、此、王、及、び、後、嗣
 の、君、ら、皆、智、勇、兼、備、の、譽、を、承、リ、テ、遂、ニ、郡、國、に、安、寧、を、恢、復
 ン、テ、遙、ニ、歐、洲、の、中、央、に、及、ビ、去、ル、バ、セ、キ、フ、ニ、一、家
 々、再、び、往、時、に、查、爾、曼、の、名、譽、威、力、を、續、ク、事、を、得、タ、リ
 ロ、ド、ル、フ、名、を、佛、國、王、と、シ、テ、雖、も、其、實、權、を、已、ニ、成、立、テ
 世、祿、を、受、ケ、ル、ト、シ、テ、手、を、歸、セ、テ、シ、テ、世、祿

の、地、に、加、ふ、リ、テ、寺、院、に、年、貢、を、以、テ、事、殿、ト、シ、テ
 う、バ、亦、僧、侶、の、名、稱、を、リ、テ、云、ふ、ロ、ド、ル、フ、を、長、く、王、位
 に、在、ル、事、成、得、ず、且、未、だ、相、續、の、子、を、生、ミ、テ、不、幸、な、シ、テ、シ、ヤ、ル
 レ、ス、と、後、に、事、六、年、に、没、シ、テ、ハ、ル、マ、ン、チ、ー
 打、勝、リ、ロ、ル、ロ、ド、ル、フ、を、先、づ、事、三、年、に、己、ミ
 此、領、地、并、ニ、我、が、威、德、を、一、子、ウ、ル、レ、ム、に、傳、へ、テ、死、シ、マ、シ、タ
 也

内村耿之介 校

佛國古今通史

卷之十一

十一

音

音

佛國古今通史卷之十一終

五

Faint vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

